

ネットワーク流通と著作権制度協議会 設立と会員募集のご案内



設立の趣意

デジタル化、ネットワーク化のインフラはすでに成熟しているといえるでしょう。これに伴い、コンテンツのデジタルネットワークによる利用の促進が重要な政策課題として議論されるようになっていきます。

知財戦略本部の「知的財産推進計画2008」においても、デジタル・ネット時代に対応した知財制度の整備が急務とされており、この要請に沿った検討が進められているところです。

デジタルネットワークによるコンテンツの利用のあるべき状況を達成するためには、著作権制度を根本から見直すことが必要であるとの意見も見られるところとなっています。

もとより、デジタルネットワークによるコンテンツの利用によって、文化が発展し、コンテンツビジネスが拡大し、クリエイター、ビジネス、ユーザがいずれも最大の恩恵を受けられるようにすることが重要であるとの問題意識は享有されるべきものであり、創作と

利用の全体を見渡した制度設計が志向されなければなりません。コンテンツの創作と流通は車の両輪であり、その双方の発展が図られるべきです。

そのための法制度の検討には、コンテンツの創作者、著作権関連ビジネス、ネットワーク関連ビジネスの企業法務担当者、著作権制度を研究する者、関連法務に携わる弁護士の英知を結集することが不可欠です。著作権制度についての識見と実務に関する知見に基づいて、コンテンツの創作と流通の発展を達成するための実効的な法制度を検討し、提言することは、関係者の責務と言うべきです。

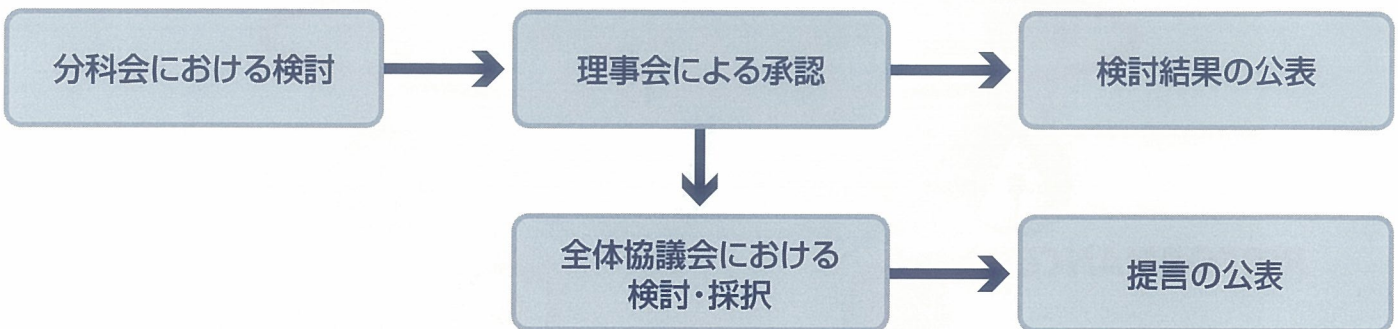
そこでここに、ネットワーク流通と著作権制度協議会を設立することと致しました。課題への対応は急務です。集中して検討を行い、迅速に提言をまとめて公表します。

関係者各位の幅広いご参加をお願いいたします。

協議会の概要

- 目的：著作権関連ビジネス、ネットワーク関連ビジネスと著作権法に関する識見を有する者により、コンテンツのネットワーク流通に対応した著作権制度の在り方を協議し、協議結果を提言として公表することを目的とする
- 組織：コンテンツの創作者、創作・流通・利用に関する関係業界における著作権実務担当者、研究者並びに弁護士で、著作権関連ビジネス、ネットワーク関連ビジネスまたは著作権制度に関して研究し、または特に関心を有する個人を会員とする任意団体
- 活動：(1) 全体協議会の開催及び協議結果に基づく提言の公表
(2) 分科会の開催並びに検討結果の公表
(3) 研究会および講演会の開催

協議会の提言・分科会の検討結果の公表プロセス



ネットワーク流通と著作権制度協議会 入会申込書

※入会を希望される方は、本申込書を事務局までFAXでご返信ください

FAX: 03-6266-8403 (ネットワーク流通と著作権制度協議会事務局 宛)

フリガナ	E-mail (※本事務局からの案内はE-mailが基本となります。明確に必ずご記入ください)
お名前	
御住所 (自宅もしくは勤務先)	
〒	
TEL ()	FAX ()
勤務先	(部署) (役職)
所属 (連絡先が勤務先ではない場合にご記入ください)	
関心のあるテーマ/ご意見	

※会費は5000円です(資料・連絡費の実費を負担していただきます)

〈ネットワーク流通と著作権制度協議会事務局〉

〒100-8222 東京都千代田区丸の内1丁目6番5号 丸の内北口ビル 森・濱田松本法律事務所内
事務局担当理事 弁護士 齋藤 浩貴

TEL: 03-6266-8503 FAX: 03-6266-8403

ネットワーク流通と著作権制度協議会 人事

会長

齊藤 博

会長職務代行

松田 政行

顧問

青山 善充（明治大学法科大学院長 教授）
阿部 浩二（岡山大学名誉教授、著作権情報センター著作権研究所所長）
中村 稔（弁護士）
橋元 四郎平（弁護士）
半田 正夫（青山学院大学 名誉教授）
牧野 利秋（弁護士）
紋谷 暢男（成蹊大学 法務研究科教授）

理事

伊藤 真（弁護士）
岸 博幸（慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授）
齋藤 浩貴（弁護士）
齋藤 博（新潟大学名誉教授、弁護士）
龍村 全（弁護士）
富岡 英次（弁護士）
藤原 浩（弁護士）
前田 哲男（弁護士）
松田 政行（弁護士）

監事

市村 直也（弁護士）
中川 達也（弁護士）

事務局担当

齋藤 浩貴

※ 敬称略。五十音順となります。

※ 会員数 118名（2009.1.20時点）

ネットワーク流通と著作権制度協議会 会 則

第1章 総 則

第1条（名称）

本協議会は、「ネットワーク流通と著作権制度協議会」と称する。

第2条（事務局）

本協議会の事務局は、東京都内に置く。

第2章 目的及び活動

第3条（目的）

著作権関連ビジネス、ネットワーク関連ビジネスと著作権法に関する有識者により、コンテンツのネットワーク流通に対応した著作権制度の在り方を協議し、協議結果を提言として公表することを目的とする。

第4条（活動）

本協議会は、前条の目的を達成するため、つぎの活動を行なう。

- (1) 全体協議会の開催及び協議結果に基づく提言の公表（パブリックコメントに応じた意見提出を含む）
 - (2) 分科会の開催及び全体協議会への報告
 - (3) 研究会および講演会の開催
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、理事会が適当と認めた事項
- 2 本協議会の活動期間は、設立から平成23年3月末日までとする。活動期間は、総会の決議により延長することができる。活動期間の満了をもって、本協議会は解散する。

第3章 会 員

第5条（会員の資格）

弁護士、研究者並びに関係業界各人で、著作権関連ビジネス、ネットワーク関連ビジネスまたは著作権制度に関して研究し、または特に関心を有し、本協議会の目的に賛同する個人は本協議会会員となることができる。

第6条（入会）

会員になろうとする者は理事会に申し込み、その承認を受けなければならない。

第7条（会費）

会員は、理事会の定めるところに従い、会費を納めなければならない。

- 2 会費を滞納した者は、理事会において退会したものとみなすことができる。

第4章 運営機関

第8条（役員）

本協議会に次の役員を置く。

- (1) 理事 若干名 うち1名を会長とする。
- (2) 監事 2名

第9条（理事および監事の選任）

理事および監事は総会において選任する。

- 2 会長は、理事会において互選する。

第10条（任期）

役員任期は、活動期間の終了までとする。

- 2 活動期間が延長される場合は、役員は改選するものとする。役員は、再任されることができる。
- 3 補欠の理事および監事の任期は、前任者の残存期間とする。

第11条（会長・会長職務代行）

会長は、本協議会の事務を総理し、本協議会を代表する。

- 2 理事会の議を経て予め会長が指名する他の理事は、会長の常務のうち会長が指定する事務を代行する（この理事を「会長職務代行」という）。
- 3 会長に故障がある場合には、会長職務代行がその職務を代行する。

第12条（理事）

理事は、理事会を組織し、会務を執行する。

第13条（監事）

監事は、本協議会の会計を監査する。

- 2 監事は理事会に出席することができる。

第14条（総会）

会長は、必要があるときは、何時でも総会を招集することができる。

- 2 総会員の5分の1以上の者が、会議の目的たる事項を示して請求したときは、会長は総会を招集しなければならない。

第15条（議決権）

総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決する。

- 2 総会に出席しない会員は、書面により、他の出席会員にその議決権の行使を委任することができる。

第16条（事務局）

会長は、理事会の議を経て事務局を定め、理事のうちから事務局担当1名を指名する。

第5章 協議運営

第17条（全体協議会と分科会）

本協議会は、全体協議会と分科会を適宜開催する。

- 2 全体協議会は、第3条に定める提言を協議し決定し、分科会は、これに関連する事項を検討する。協議、検討、決定、公表の方法は理事会の定める規則によるものとする。
- 3 全体協議会及び分科会は、ネットワーク通信による意見交換の方法により開催することもできるものとする。
- 4 全体協議会における提言、分科会における検討結果の採択は、出席者の過半数、またはネットワーク通信による意見表明者の過半数をもって行うものとする。

第18条（顧問）

本協議会には、協議に関する諮問のため、顧問数名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決に基づき、会長がこれを委嘱する。

第6章 規則

第19条（規則）

理事会は、本会則を実施するために必要な規則を定めることができる。

第7章 会則の変更

第20条（会則の変更）

本会則を変更するには、総会における出席会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

ネットワーク流通と著作権制度協議会
運営規則

第1章 理事会

第1条（招集）

会長は、必要があるときは、いつでも理事会を招集することができる。

- 2 理事が、会議の目的たる事項を示して請求したときは、会長は理事会を招集しなければならない。

第2条（議決）

理事会の決議は、理事の過半数が出席し、かつ出席理事の過半数をもって行う。

第2章 分科会

第3条（設置）

分科会の設置と検討事項は理事会において定める。

- 2 分科会の委員は、会員が推薦する者の中から、理事会において選任する。

第4条（運営）

分科会の委員長は、分科会において互選する。

- 2 分科会は理事会により決定された検討事項を検討し、検討結果を理事会に報告する。

第3章 分科会の検討結果の公表

第5条（検討結果の公表）

理事会は、適当と認めるときは、分科会の検討結果を、協議会の分科会による検討結果として、公表することができる。

第4章 協議会の提言の公表

第6条（提言の公表）

理事会は、分科会の検討結果に基づき、提言をまとめ、全体協議会の採択を得て、これを公表することができる。

平成21年1月21日

ネットワーク流通と著作権制度協議会の活動内容

- 1 本日現在の会員数
118名

- 2 本日までの活動の概略

平成20年10月30日	発起人会
11月21日	設立総会
12月 4日	第一回コンテンツの流通促進方策に関する分科会
12月 8日	第一回権利制限の一般規定に関する分科会
平成21年 1月 8日	第二回コンテンツの流通促進方策に関する分科会
1月23日	第二回権利制限の一般規定に関する分科会（予定）
2月 2日	第三回コンテンツの流通促進方策に関する分科会（予定）

以上